

西ベンガル州を飛行機で訪れる乗客に対する新たなコロナ対策措置
(対象期間：令和3年7月19日より開始)

7月19日、西ベンガル州政府は、州内にて実施している新型コロナウイルス感染症対策措置の一環として、西ベンガル州を飛行機にて訪れる全ての搭乗客に対して、ワクチン接種完了証明書または搭乗便出発72時間以内の陰性証明書（RT-PCR 検査法によるもの）の携行を義務付けしましたので、御注意ください。

なお、本件措置は、7月19日より即時開始となっています。

1 対象者

西ベンガル州を飛行機にて訪れる全ての搭乗客

(注)本措置は、商用便・非商用便を問わず、全ての搭乗客が対象となります。

2 対象期間

州政府による発表から即時開始。※令和3年7月19日より開始済み。

終了時期については言及していないため、7月20日現在は、未定。

【御参考】

●インド中央政府による注意喚起 (Twitter)

https://mobile.twitter.com/MoCA_GoI/status/1417162373601763333/photo/1

●コルカタ空港（ネータージー・スパーズ・チャンドラ・ボース国際空港）による注意喚起 (Twitter)

<https://mobile.twitter.com/aaikolairport/status/1417117149496188928>

(お問い合わせ先)

在コルカタ日本国総領事館

電話：+91-(0)33-3507-6830（代表）

領事班緊急連絡先：+91-(0)98310-13184

email：ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>